

保安規程変更届出書

総株文発第3号
令和3年6月25日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
梶山弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

次のとおり保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]を変更したので、
電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和3年6月25日

以上

変更内容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表の改正後欄のとおり変更する。

以上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p style="text-align: center;">令和3年 3月 1日実施</p> <p style="text-align: center;">四国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p style="text-align: center;">令和3年 6月 25日実施</p> <p style="text-align: center;">四国電力株式会社</p>	<p>・実施日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安（以下「電気工作物の保安」という）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という）の保安管理に適用する。 2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 通 則</p> <p>(コンプライアンスの体制) 第3条 電気工作物の保安の実施にあたり、社長は、「四国電力コンプライアンスガイドライン」に則り、電気工作物の保安に係る法令（以下「関係法令」という）及びこの規程の遵守を確実に実施するコンプライアンス体制を構築し、これを統括する。 なお、統括とは、指令、援助し、全般的な立場からとりまとめることをいう。 2 電気工作物の保安に係わる者は、前項のコンプライアンス体制の下、第4条に定める責任と権限により、確実に関係法令及びこの規程を遵守し、その実施状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、社長を委員長とするCSR推進会議に報告することにより、コンプライアンス体制の継続的改善を行う。 3 関係法令については、社内規程・基準等に定める。</p> <p>(基本的職務) 第4条 社長は、電気工作物の保安を一体的に確保するため、原子力本部長（以下「本部長」という）及び部長を統括する。 2 本部長は、電気工作物の保安に関して、本部傘下の部長（伊方発電所傘下の部長を除く。以下同じ）、伊方発電所長（以下「発電所長」という）を統括する。 部長は、伊方発電所（以下「発電所」という）が行う電気工作物の保安に関する業務について支援を行う。 また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安（以下「電気工作物の保安」という）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という）の保安管理に適用する。 2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 通 則</p> <p>(コンプライアンスの体制) 第3条 電気工作物の保安の実施にあたり、社長は、「四国電力コンプライアンスガイドライン」に則り、電気工作物の保安に係る法令（以下「関係法令」という）及びこの規程の遵守を確実に実施するコンプライアンス体制を構築し、これを統括する。 なお、統括とは、指令、援助し、全般的な立場からとりまとめることをいう。 2 電気工作物の保安に係わる者は、前項のコンプライアンス体制の下、第4条に定める責任と権限により、確実に関係法令及びこの規程を遵守し、その実施状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会に報告することにより、コンプライアンス体制の継続的改善を行う。 3 関係法令については、社内規程・基準等に定める。</p> <p>(基本的職務) 第4条 社長は、電気工作物の保安を一体的に確保するため、原子力本部長（以下「本部長」という）及び部長を統括する。 2 本部長は、電気工作物の保安に関して、本部傘下の部長（伊方発電所傘下の部長を除く。以下同じ）、伊方発電所長（以下「発電所長」という）を統括する。 部長は、伊方発電所（以下「発電所」という）が行う電気工作物の保安に関する業務について支援を行う。 また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>・ 報告先の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>3 発電所長は、下位職位に対し適時的確な指示・指導を行うなど、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>4 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の基本的責任を果たすため、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡調整をはかりながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行う。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>(4) 法令遵守状況について確認すること。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物に係る保安活動状況について評価・改善すること。</p> <p>また、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めるとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の一般社員は、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を遵守することを基本として、職務を遂行する。</p> <p>また、保安に係る職務の遂行に際して疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるとする。</p> <p>7 考査室長は、CSR推進会議に報告される法令遵守状況などを独立した立場で監視することにより、電気工作物の保安に係るコンプライアンス体制が適切に維持・運用されていることを確認する。</p> <p>(保安組織) 第5条 電気工作物の保安に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 主任技術者</p> <p>(主任技術者の選任) 第6条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の選任事業場・設備及び職位は、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう、次表のとおり定める。</p> <p>ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>3 発電所長は、下位職位に対し適時的確な指示・指導を行うなど、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>4 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の基本的責任を果たすため、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡調整をはかりながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行う。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>(4) 法令遵守状況について確認すること。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物に係る保安活動状況について評価・改善すること。</p> <p>また、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めるとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の一般社員は、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を遵守することを基本として、職務を遂行する。</p> <p>また、保安に係る職務の遂行に際して疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるとする。</p> <p>7 考査室長は、コンプライアンス推進委員会に報告される法令遵守状況などを独立した立場で監視することにより、電気工作物の保安に係るコンプライアンス体制が適切に維持・運用されていることを確認する。</p> <p>(保安組織) 第5条 電気工作物の保安に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 主任技術者</p> <p>(主任技術者の選任) 第6条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の選任事業場・設備及び職位は、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう、次表のとおり定める。</p> <p>ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>・報告先の変更</p>

添付書類

添付書類 1 変更理由

変 更 理 由

C S R活動に係る委員会体制の見直しに伴い、電気工作物の保安に関する関係法令等の遵守状況に係る評価結果の報告先を変更する。

以 上